



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林緑地課）…………… 1

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 2

企業局事項

- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 2

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 4
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

正 誤

- 平成24年3月30日付け公報号外第10号中訂正…………… 4

告 示

沖縄県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大座地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年3月27日から同年4月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年3月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字与那嶺西長浜原1318番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農業用道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年 3月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市与那城饒辺久久釣727番36
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画用途地域（県道153号線沿道地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・那89号城東城北線及び3・3・那17号石嶺線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 来間・前浜港臨港地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月26日

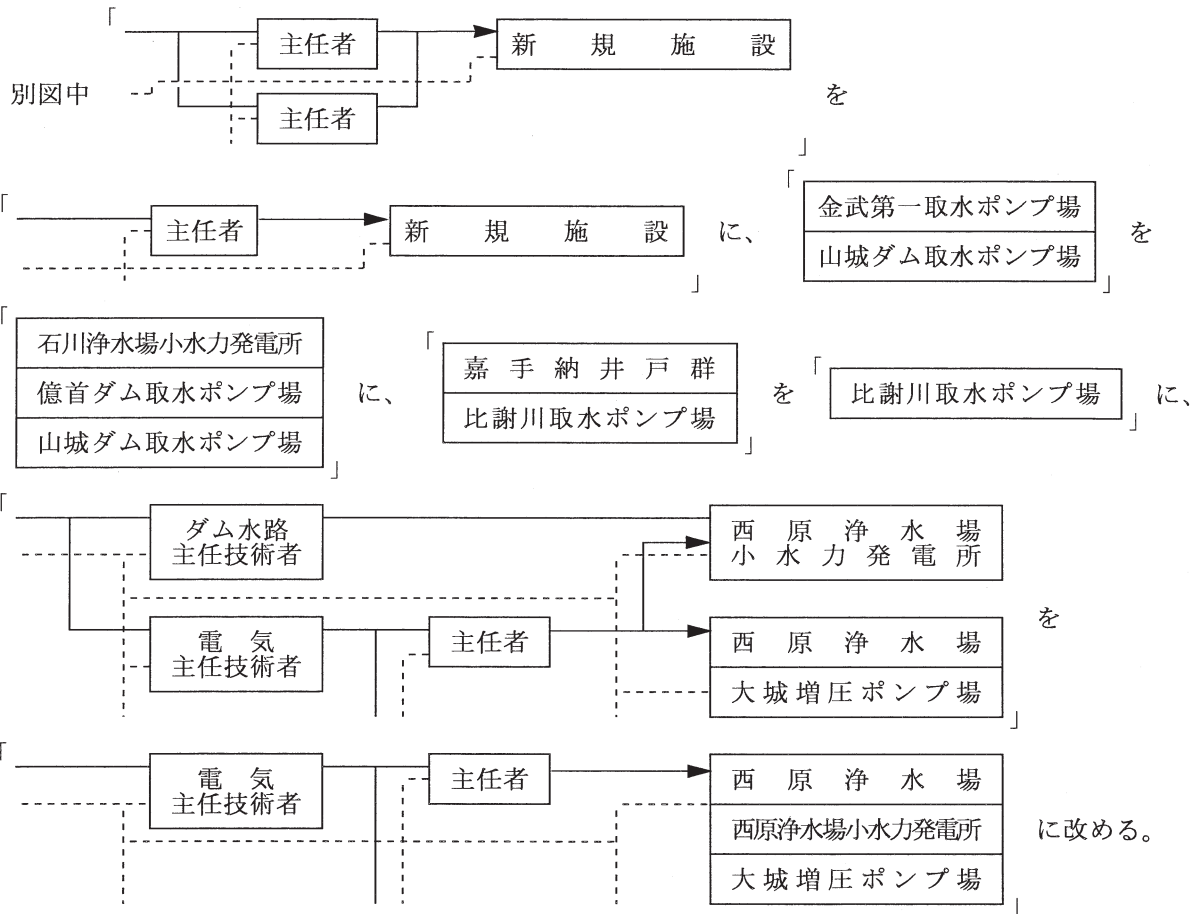
沖縄県公営企業管理者

企業局長 兼 島 規

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び小水力発電設備の保安業務を処理させるため、法第43条第1項又は第2項の規定により、管理者が選任するダム水路主任技術者」を削る。



別表第2ダム水路主任技術者の項を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月26日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公安委員会に対する苦情の申出に関すること。

第9条に次の1号を加える。

(5) 警察職員の職務執行に係る苦情の申出に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

第20条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の運用に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表糸満警察署の部具志頭駐在所の項中「八重瀬町字具志頭の一部、字安里、字玻名城、字与座、字仲座、字大頓」を「八重瀬町字具志頭、字新城、字後原、字大頓、字玻名城、字安里、字与座、字仲座、字港川、字長毛」に改め、同部港川駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「214人」を「217人」に改め、同条第2号中「64人」を「65人」に改め、同条第3号中「23人」を「19人」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

正 誤

平成24年 3月30日付け公報号外第10号掲載の「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第17号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から 3	規則	規則の一部を改正する規則

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号
---	---